

特例転職の実施(期間の延長)について(案)

- 1 転職させる職種
事務(業務)
- 2 転職後の職務の級
原則として、現に在職する職務の級と同等の級とする。
- 3 資格要件
各年度の末日現在、55歳未満の者で、下記のいずれかに該当する者
(1) 業務(一般業務)の職務に在職する者
(2) 技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると区長が認める者
- 4 転職選考受験有資格者の確定
転職選考実施期間中の各年度において、各区は転職選考受験有資格者として名簿確定する。
- 5 転職対象者
特別区人事委員会の能力実証に合格した者
- 6 選考方法
筆記試験及び勤務成績の評定
- 7 転職選考延長実施期間
平成23年度～平成25年度
(現行実施期間 平成17年度～平成22年度)
- 8 転職発令日
転職選考合格年度の翌年度の4月1日
- 9 転職に伴う給与決定基準
「特例転職の実施について」(平成17年8月22日決定)及び「特例転職の実施に係る号給決定等に関する基準」(平成20年3月31日決定)による。

10 転職後の任用・給与上の取扱い

(1) 任用上の取扱い

①事務（業務）における取扱い

一般事務の職務に従事する1級職の職員とみなし、2級職昇任選考を経て事務に転職させる。

②事務における取扱い

平成23年度から平成25年度に実施する転職選考に合格し転職した者に限り、主任主事昇任選考「長期B」において、下記(i)の職級に昇格後から(ii)の職級に昇格までの期間の2分の1を2年を限度として2級職の期間として通算する。

(i) 転職前の職級

ア 昭和62年3月31日以前の行(二)3等級

イ 昭和62年4月1日から平成2年3月31日以前の行(二)2等級

ウ 平成2年4月1日から平成17年3月31日以前の行(二)2級

(ii) 転職後の職級

現在の行(一)2級

(2) 給与上の取扱い

「特例転職の実施について」(平成17年8月22日決定)及び「特例転職の実施に係る号給決定等に関する基準」(平成20年3月31日決定)による。